

令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金に係る照会回答事例集

令和8年2月1日現在
島根県商工労働部中小企業課

■資金の仕組みについて

1 この資金の目的は。

A :

「島根県東部を震源とする地震」により、県内中小企業者等において、事業用資産への直接被害や、施設・設備の復旧に要する期間の売上減少等の間接被害の影響が出ており、今後の経営に対する影響が懸念される。

この状況において、被害や影響を受けた中小企業者等の資金繰りを支援するため、新たに資金を創設する。

2 島根県東部を震源とする地震災害の範囲は。

A :

令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震に起因する災害をいう。

3 申込人が融資対象者に該当するかどうかの確認は誰が行うのか。

A :

直接被害については、中小企業者等の被災した事業所の所在地を所管する市町村長から被災証明の発行を受けることとしている。ただしその取得が困難である場合には、様式第2号で被災地の商工会議所等による被害状況の確認の記載があることをもって代えることができる。

間接被害については、受付窓口である商工会議所等が意見書を書く際に、提出された書類やヒアリング等により被害や影響の内容を確認し、その旨を意見書に記載する。

■様式について

4 提出が必要な書類は。

A :

- 「島根県制度融資 融資申込書」（様式第29号）
- 「災害復旧資金・経済変動等資金・災害対策特別資金 融資申込書附属資料(1)」
(様式第29号の2)
- 「災害復旧資金・経済変動等資金・災害対策特別資金 融資申込書附属資料(2)」
(様式第29号の3)・・・間接被害の場合
- 被災証明書（様式第30号）・・・直接被害の場合
- 前2期の決算書（必要に応じて試算表）
- 県税納税証明書（現に滞納がないことを証するもの）

○法人にあっては登記事項証明書

○島根県中小企業制度融資意見書（様式第2号）

○その他、資金繰り表、収支計画表、見積書の写し等、融資の際に必要な書類

■間接被害の対象者要件について（様式第29号の3関連）

5 比較する期間は。

A :

地震以降の期間で、1ヶ月以上の期間とする。

6 売上高と販売数量は、実績と見込の両方が必要か。

A :

「実績のみ」、「見込のみ」、「実績と見込を合わせたもの」のいずれかが前年同時期と比較して5%以上減少していれば、間接被害の対象者となる。

6-2 創業後1年を経過しておらず、前年の売上高等を比較できない場合は、間接被害の対象者とならないのか。

A :

地震以降の期間で1ヶ月以上の期間の売上高等と、地震災害発生前における同じ長さの期間の売上高等又は創業時の事業計画における同時期の売上高等（※）の見込のいずれかと比較して5%以上減少していれば、間接被害の対象者となる。この場合、様式は様式第29号の3-2を提出すること。

※事業計画において同時期の売上高等が明らかでない場合は、平均月商でも可とする。また創業時に融資を利用されていない等の事情で事業計画が確認できない場合は、ヒアリング等による確認でも可とする。

6-3 前年以降、取引先拡大や新分野進出による業務の拡大、従業員数の増加などによって成長しており、売上高等の前年同時期との比較は適当でない場合は、問6-2の基準で間接被害の対象者としてよいか。

A :

設問の例のとおり、売上高等が増加していることが確認でき、単純な前年同時期との比較では不適当な場合は、地震以降の期間で1ヶ月以上の期間の売上高等と、地震災害発生前における同じ長さの期間の売上高等と比較して5%以上減少していれば、間接被害の対象者として差し支えない。この場合、様式は様式第29号の3-2を提出すること。

なお、前年同時期と比較することが適当でないことの確認のため、売上高等が増加していることについてヒアリング等により確認すること。

7 利益率の計算方法はどのように行うのか。

A :

減少率は、ポイントでなくパーセントで見る(率の増減ではなく、率の伸び率を見る)。例えば、ある1ヶ月間の売上高総利益率が20%で、前年同期が30%であった場合には、次のとおりとなる。

$$\frac{30-20}{30} \times 100 = 33.3\%$$

33.3% > 5%となり、要件を満たすことになる。

■取扱期間について

8 取扱終了日は。

A :

令和8年3月31日保証承諾分までが対象となる。

■融資条件について

9 事業用資産以外の被害とは、審査運用基準に例示されたもの以外は認められないか。

A :

審査運用基準は例示であって、事業者の個別の内容によって判断することとなる。

10 融資限度額の考え方。

A :

融資限度額は、それぞれ次に定める額の範囲内とし、設備資金及び運転資金の合計で1億2,000万円とする。

- ・設備資金は、「融資限度額（1億2,000万円）」と「投資する設備の額」のいずれか低い方とする。
- ・運転資金は、「融資限度額（1億2,000万円）」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」、「月商の概ね6ヶ月分」のうち最も低い額とする。

■融資利率について

11 融資利率は何%か。

A :

借入当初3年間は利子補給により年0%（固定）となり、借入者の利息負担は発生しない（期限の利益を喪失したものを除く）。4年目以降は所定の融資利率となる。

所定の融資利率：責任共有 年1.25%
責任共有外 年1.10%

■保証料について

12 保証料率は何%か。

A :

借入当初3年間は保証料補給により年0%となり、借入者の保証料負担は発生しない。
4年目以降は所定の保証料率となる。

所定の保証料率：<普通保険・無担保保険を適用する場合>

責任共有 年0.40%～1.05%

責任共有外 年0.40%～1.20%

<各種特例措置適用保険を適用する場合>

責任共有 年0.40%～0.60%

責任共有外 年0.40%～0.71%

13 4年目以降の保証料の支払いは。

A :

4年目が到来する概ね3カ月前に、島根県信用保証協会から案内を送付する。原則一括払いとなるが、相談に応じ分割での支払いも可能。